

### 第三者評価表〔公表用〕

施設名	県民公園新港の森
指定管理者	(公財)富山県民福祉公園
指定管理期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日
評価対象年度	平成30年度、令和元年度
所管課	環境政策課

評価年月:令和2年11月

評価項目			評価委員会 評価 (委員平均)
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用の確保	県民の平等な利用が確保されているか	2.0
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第4条第2号)	施設設置目的の達成・利用者の増加・サービスの向上	管理運営方針に基づき、施設の設置目的に沿った業務が適切に実施されているか	2.0
		施設が多くの県民の利用に供されているか	2.0
		サービス向上に向けた取組みが実施されているか	2.3
		利用促進(収入増含む)に向けた取組みが実施されているか	2.0
		施設の利用促進に向けて効果的な広報が行われているか	2.0
		利用者のニーズの把握や苦情への対応は適切に実施されているか	2.0
		個人情報の確実な保護対策がとられているか	2.1
		施設の保守点検等の維持管理業務が計画どおり実施されているか	2.1
3 施設の効率的な管理(条例第4条第2号)	施設に係る経費削減策(収支状況)	収支状況に問題はないか	2.0
4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成(条例第4条第3号)	指定管理者の財政的基礎及び信用力	指定管理業務を安定確実にを行うだけの経営基盤を維持しているか	2.9
		施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)、が確保されているか(防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制を含む)	2.0
	指定管理者の人的構成	職員の指導育成、研修体制は十分か	2.0
<b>総合評価</b>			<b>A</b>

※・評価委員会評価は各委員の平均点を表記している。総合評価は当該平均点を基に決定したもの  
・評価項目中の「条例」は、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」

#### 特記事項

特に評価する点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料公園施設の利用料金値下げや利用者ニーズに応じた供用時間の拡大、ホームページのスマートフォン対応や有料施設利用予定表の随時更新、利用者の意見や苦情に対する迅速な対応等により、利用者サービスの向上につながっている。</li> <li>・毎年定着しているイベントについても工夫を凝らし、次回も参加しようという気持ちになるような企画を実施している。</li> <li>・倒木や枝折れによる事故を防ぐための定期点検や施設の保守管理等により、安全な公園づくりに取り組んでいる。</li> </ul>
改善が必要な点及び改善に向けた意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長により密になった樹林のさらなる伐採や巨木化した樹木や老木の管理、老朽化した施設・設備の保守点検・補修の徹底により、引き続き利用者の安全を最優先に公園の適正管理に努めていただきたい。</li> <li>・より良好な景観の形成が図られるよう、公園の出入口の視界を遮る樹木や下草の繁茂による遮蔽感の改善、薬草と雑草との識別が難しい薬草園の通年管理等、公園利用者の視点に立って全体を点検し、利用の促進につなげていただきたい。</li> <li>・未実施事業の計画内容を精査、見直すことにより、確実に実施できるよう努め、利用の促進に取り組まれない。</li> <li>・今後は継続的にアンケート調査を実施することにより、利用者の属性・利用目的や満足度等のニーズを把握し、今後の利用促進やサービス向上などの管理運営に反映させていただきたい。</li> <li>・広報活動について、近隣住民への周知に加え、県内の子どもを持つ親などにも広く周知できるようSNSを活用してはどうか。</li> </ul>

#### 所管課による管理運営確認状況

定期報告の受理状況は適切か	・協定書に基づき、毎月定期報告書を受理・確認しており適切である。
担当者所管課による現地確認状況は十分になされているか	・必要に応じて年6回程度現地確認が行われているなど、適切である。
指定管理者との連携状況は適切か	・年12回の定期報告の受理、年6回の担当職員による現地確認、緊急時の対応・体制を確立するなど、連携状況は適切である。
モニタリングは適切に実施されているか	・指定管理者による継続的なアンケート調査の実施により、利用者の属性・利用目的、満足度等のニーズを把握し、適切なモニタリングが実施されていることを確認する必要がある。